

令和6年度

上尾市立太平中学校いじめ防止基本方針



目次

はじめに	P 1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	P 2
(2) いじめの基本認識	P 2
2 いじめに取り組むための組織	
(1) 設置目的	P 3
(2) 組織の構成員	P 3
(3) 活動内容	P 3
(4) 関係機関との連携	P 4
3 いじめの未然防止	
(1) 教師の言動・姿勢	P 5
(2) いじめを許さない学級づくり	P 6
(3) わかる授業づくり	P 6
(4) 道徳教育の推進	P 7
(5) 生徒によるいじめ防止の取組	P 7
(6) ネットいじめへの対応	P 7
4 いじめの早期発見・早期対応	
(1) いじめの早期発見	P 8
(2) いじめに対する措置	P 9
(3) 重大事態への対応	P 1 2

はじめに

本校では、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒に十分に理解できるようにすることを一番のねらいとしなければならぬと捉えている。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健康や人格形成に重大な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。そのいじめに対し、懸命に対応するとともに、工夫した様々な取組を行ってきた。いじめと認定された場合やいじめと思われる場合の対応も学校をあげて組織的に取組み、「いじめ対策支援チーム」を通して丁寧かつ迅速な対応をしなければならない。いじめは絶対に許さないという姿勢で対応し、未然防止や早期発見に努める必要がある。

しかしながら、依然としていじめを原因として生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生している。このことから学校に限らず国を挙げて取り組むべきことを反省し、いじめ防止対策推進法成立（平成25年）に至った。この危機感をもって、国、地方公共団体、学校がそれぞれ果たす役割が明確にされ、国を挙げて取り組むこととなった。

学校においては、基本方針を立て組織を編成し取り組むことを義務づけた。具体的には、国、地方公共団体の方針に基づき本校の方針を定め組織的に取組み、実効性のあるものにするためのいじめ防止対策に関する取組を定めなければならない。

以上を十分に踏まえ、上尾市立太平中学校いじめ防止基本方針（以下「太平中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立太平中学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの基本認識

いじめには、8つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や生徒への接し方が、生徒をいじめの対象にしてしまう
- 8 いじられキャラはいない
→いじられキャラなどという安易な発想は持たない。

※小さな事案ほど大きく捉え、トラブルの背景には、いじめがあるとして対応する。

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校がいじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全教職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

必要に応じて、心理や福祉の専門家、学校医、教員、警察関係者など外部専門家の連携を求める。

いじめの防止に関する取組は、全教育活動を通して行わなければならないが、学校としては、常にこの点を意識して、月毎や学期毎の学校生活アンケートのチェックや定期的な二者面談の実施によるいじめの早期発見、未然防止に重点を置く。また、保護者や生徒、第三者の専門家等の意見やアンケート調査から、いじめ防止に関する課題を明確にし、一

体となって改善に取り組むことが大切である。

学校として、計画的に生徒と接する時間を設定したり、期間を設けたり、部活動への積極的に取り組む期間や曜日、部活動が休みの日を相談日にしたりと、工夫し計画的に設定する方が効果的である場合がある。

以上のように、様々な要素を見直したり、取組を評価したり、生徒の意見を分析したりして、常に生徒のために改善しながら指導に当たる組織体制が何よりも大切である。

(1) 設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

いじめも学校内での事故として捉えることができる。このような事故を防ぐには、いじめ防止に係る校内組織に専門家や外部関係者をを入れて正しい情報に対し様々な視点から、かつ教育的配慮をしながら慎重に対処策や防止策を検討していくことが大切である。そこで、下記のように組織を設置し、いじめ根絶に向けて全職員で取り組む。

組織名称「太平中学校いじめ対策支援チーム」

構成員 校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任＋各学年担当・教育相談主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・さわやか相談員等

※重大な事案が発生した場合には以下の関係者に加わっていただくことを事前に依頼しておく。

P T A会長・学校運営協議会会長・スクールカウンセラー・学校医

※ 状況により組織編成に中立性を配慮する必要がある。

※ 学校が事実としっかり向き合うために組織することを確認する。

※ 自殺や死亡に至る事案の場合は、設置者等の助言により組織編成をする。

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

（４）関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 関係者との連携

（PTA、学校運営協議会、中央児童相談所、市教育センター、市子供家庭総合支援センター、学区内小学校校長・生徒指導主任、民生委員、保護司等）

ウ 教育委員会との連携（上尾市教育委員会）

エ 警察との連携（上尾警察）

（ア）犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築。

（イ）いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項（いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき）に基づき、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。

（ウ）児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

（エ）警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから警察へ積極的に相談・通報を行う。

（オ）警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため連絡窓口を教頭とする。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、教職員の緊急連絡体制を構築する。

オ 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

3 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

いじめの未然防止のための取組の主体は、生徒会・部活動委員会・学年委員会・生活委員会など考えられるが、生徒が真剣かつ積極的に、このいじめ問題に取り組む姿勢を育むことがねらいである。

「いじめを絶対にさせない」という勇気と正義感が漂う雰囲気づくりが日々の活動では大切であるが、特別期間を設定し生徒会や学年委員会等が中心になり、生徒が主体的に取り組む「いじめ根絶活動」を意図的に企画指導する。道徳推進教師を中心に全学級でいじめに関する内容をテーマとした道徳の授業を実施する。ただし、学校として系統性を持った企画運営が求められる。

本校では、特別活動や道徳教育と連動しながら、いじめの未然防止を目指し、生徒が主体的に、かつ積極的に取り組めるように生徒会等を活動させることを目指す。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

特に、東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症に関してはマスクやワクチン等による差別意識があることから、いじめにならないよう十分に配慮することが必要である。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度、能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめはあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき、注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聴くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。などがあることに十分に留意する。

(2) いじめを許さない学校づくり

生徒は、学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。

その意味で、学級担任の役割は大きく、よりよい人間関係づくりをもとに、子供たちにとって「心の居場所」となるような学級づくりに全力で取り組む。そのために、次に示すポイントを大切に、学級・学校運営に取り組むようにする。

ア 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

(安らぎのある学級づくり)

- 学級活動の時間を活用し、教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。
- 総合的な学習の時間を活用し、教師と生徒、生徒同士のよりよい人間関係づくりに努め、互いに個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 本校独自の太平ノート（生活ノート）を活用し、担任と生徒、保護者との連絡を密

に取り、良好な人間関係形勢と、生徒の悩み・家庭での様子などを把握できるようにする。

イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

(生徒が主体的に活動する学級づくり)

○生徒会活動や学級活動を通して、生徒の興味・関心や能力に合った活躍の場を用意し、一人一人に存在感をもたせる。

○学級活動の時間などで学級の諸問題を話し合わせ、自分たちで解決する機会を与える。

○生徒が自主的に運営する学級の取組を通して、成就感・満足感をもたせる。

ウ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

○生徒の学校生活の様子について、日ごろから学年会等を通して共通理解を図るようにする。人間関係づくりについての状態を把握する。

○問題を自分の学級だけに留めておこうとせず、周囲の教師に積極的に、報告・連絡・相談をする。

○得られた情報(いつ、どこで、どのように)を記録し共有することによって、組織的に対応できるようにする。

(3) わかる・できる授業づくり

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ・できる喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 指導と評価の一体を徹底するとともに、ワークシートを工夫するなど、個に応じた指導の工夫に努める。

イ ユニバーサルデザインを推奨するとともに、ICTを積極的に活用し、視覚的に生徒の学習内容の理解を援助する。特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

ウ 太平ゼミを活用し、補習や繰り返し指導により基礎的・基本的な知識の定着を図る。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のために、道徳推進教師を中心に道徳教育を推進する。

ア いじめに関する全校統一の題材で道徳の授業を実施する

イ 道徳通信「道しるべ」を発行し、生徒の心を耕す環境整備を推進する。

ウ 道徳教育推進教師を中心に全学年でローテーションによる道徳授業を行う。

(5) 生徒によるいじめ防止の取組

「いじめ撲滅強調月間」で、重点的に「いじめを許さない」という生徒の意識の高揚

を図る。

いじめに対する「いじめ撲滅宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、いじめを無くしていく意識を高めると共に、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

ア 全学級一斉による指導で、いじめについて討議をさせる。

イ 生徒会を中心に全校いじめ撲滅作戦を実施する。

ウ 本校のレインボープランを全校で取り組み、協働の素晴らしさを気づかせる。

エ 生徒会を中心に、縦割りの活動に取り組む。

オ 生徒のボランティア活動を積極的に推進する。

カ 仲間と一緒に創り上げる喜びや感動を与える場面を教育活動全体で生徒に多く提供する。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発のDVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

また、スマートフォンの活用についても、その使い方を誤ると大きないじめ事件に発展し、訴訟問題まで至る危険性を指導する場面を設定する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことで

はないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見、チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば生徒に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 「New I`s」にある「いじめの見極めと状況別判断」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- ウ 「New I`s」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校をあげて改善に努める。
- エ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - (ア) 学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
 - (イ) 子どものサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
 - (ウ) 子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配付する。

（2）いじめに対する措置

教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策支援チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策支援チームに報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

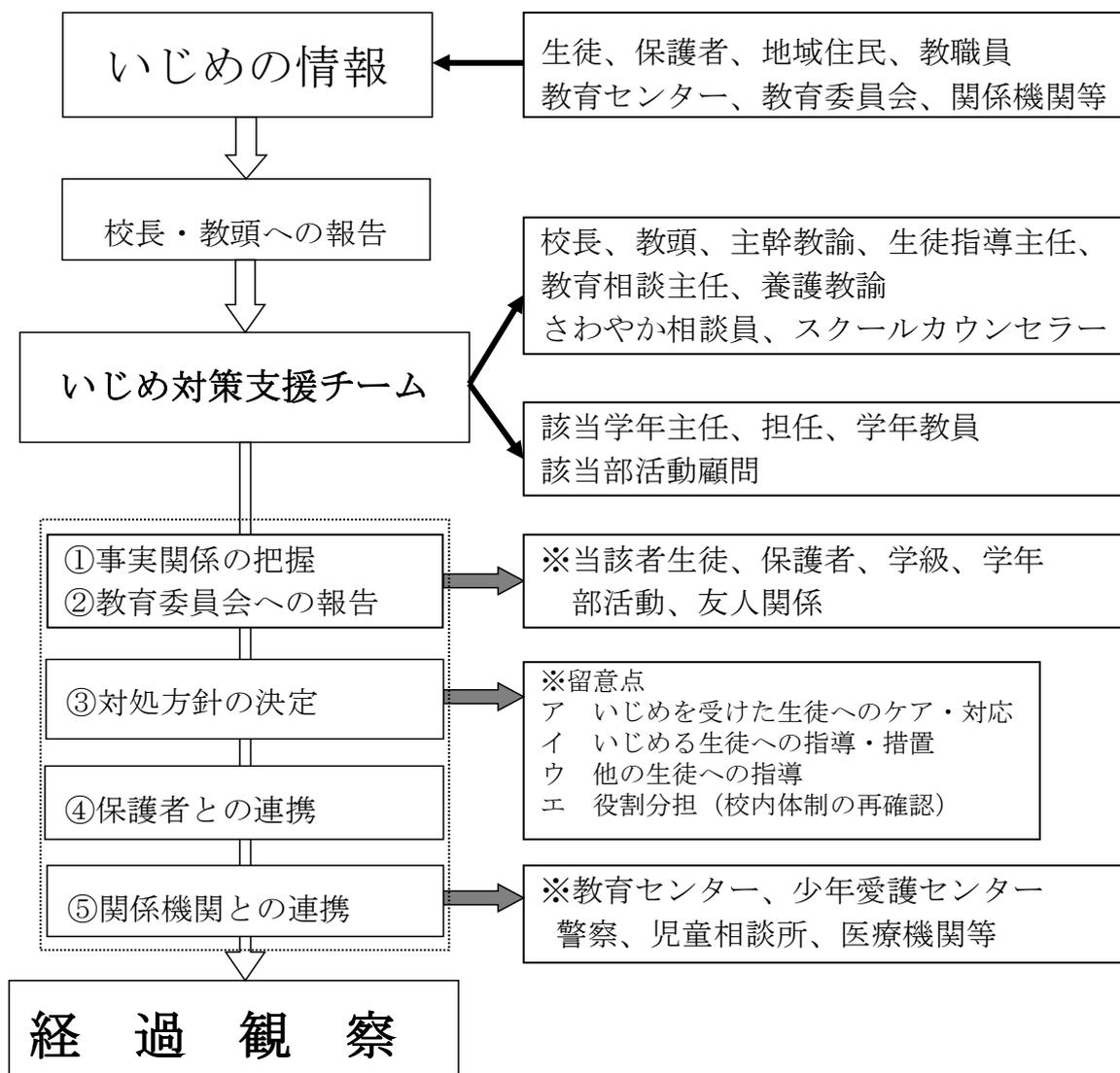
また、各教員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。毎週1回の生徒指導委員会とサポート委員会で報告した内容を全教職員が共有する体制をつくる。

学校いじめ対策組支援チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者に謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめる生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめを止めさせる。いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

オ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を見せる。
- ・道徳教育の充実を図る
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性などからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または、いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るこ

とを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の14ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次の通り速やかに対応する。

ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ、事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

法第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をする。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。